

平成 29 年 3 月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議 案 一 覧 表

(平成 29 年 3 月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 1 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 2 号	湖西市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
議案第 3 号	湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 4 号	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第 5 号	湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 7 号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 8 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 9 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10 号	湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12 号	湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 13 号	湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定について
議案第 14 号	湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
議案第 15 号	湖西市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16 号	静岡県市町総合事務組合規約の変更について
議案第 17 号	市道の路線の認定について
議案第 18 号	平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 19 号	平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 20 号	平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 21 号	平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 22 号	平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 23 号	平成 28 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 24 号	平成 28 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 25 号	平成 29 年度湖西市一般会計予算
議案第 26 号	平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 27 号	平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計予算
議案第 28 号	平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算



日程第 1

会議録署名議員の指名

1 番 福 永 桂 子

2 番 菅 沼 淳

平成 29 年 2 月 23 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 29 日間とする。

平成 29 年 2 月 23 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 1 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 佐 原 弘 恭

## 議案第 2 号

### 湖西市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市個人情報保護条例（平成 17 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

湖西市個人情報保護条例（平成 17 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 23 条第 1 項及び第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 37 条の 2 において同じ。）」を加える。

第 37 条の 2 中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第 38 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

## 議案第 3 号

### 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に、同表の 3 の項中「保護の決定及び実施又は徴収金の徴収」を「生活保護の措置」に、同表の 4 の項中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 号」に改める。

別表第 2 の 2 の項中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に改める。

別表第 3 の 1 の項及び 2 の項中「保護の決定及び実施又は徴収金の徴収」を「生活保護の措置」に、「援助に関する事務」を「援助に関する情報」に改め、同表の 3 の項中「住民票関係情報」の次に「、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 4 の項の改正規定は平成 29 年 4 月 1 日から、第 1 条及び第 5 条第 1 項の改正規定は平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

## 議案第 4 号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、  
介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に  
関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、  
介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に  
関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例

(湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）  
の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「までの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護

するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次条において同じ。）」を加える。

第 8 条の 4 第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「あるのは「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第 11 条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第 15 条第 1 項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、「勤務しない」を「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しない」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 か月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

- 第 15 条の 2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。
  - 3 介護時間については、給与条例第 14 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 22 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 17 条の見出し及び同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 10 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第 10 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第 14 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第 17 条第 2 項中「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年湖西市規則第 4 号）第 19 条第 8 号の休暇を承認されている」を「勤務時間条例第 14 条の規定による特別休暇（生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合における休暇に限る。）又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「休暇を承認されている時間」を「特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第 16 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）」を加える。

(湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正前の湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る第 1 条の規定による改正後の湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

## 議案第 5 号

### 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表介護認定審査会の項中「14,000 円」を「21,000 円」に、「13,000 円」を「20,000 円」に改め、同表障害程度区分認定審査会の項中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に、「14,000 円」を「21,000 円」に、「13,000 円」を「20,000 円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表障害程度区分認定審査会の項の改正規定（「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

## 議案第 6 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「22 歳」を「満 22 歳」に改め、「及び孫」を削り、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「22 歳」を「満 22 歳」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「60 歳」を「満 60 歳」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 9 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「行(1)8 級職員」という。）にあつては、3,500 円）、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき

10,000円とする。

第10条第1項中「1に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項本文中「の属する月の翌月、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「がない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「死亡した日の属する月」を「死亡した日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者がいない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員が行(1)8級職員以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員以外のものが行(1)8級職員となつた場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

別表第3行政職給料表(1)の表1級の項中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

#### 4 社会福祉士の職務

別表第3行政職給料表(1)の表2級の項中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

#### 3 高度な知識又は経験を有する社会福祉士の職務

別表第3行政職給料表(1)の表3級の項中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

#### 3 主任社会福祉士の職務

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の湖西市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行(1)8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「  
(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）  
」

とあるのは

「  
(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）  
(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）  
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）  
」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の条例第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と

あるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの(以下「行(1)8 級職員」という。)にあつては、3,500 円)、同項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」とする。

## 議案第 7 号

### 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市税条例等の一部を改正する条例

（湖西市税条例の一部改正）

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 6 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82

条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「2輪」を「二輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 80 条の 2 及び第 81 条を次のように改める。

(軽自動車税の課税免除)

第 80 条の 2 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 商品であつて使用しない軽自動車等

(2) 原動機付自転車又は小型特殊自動車を製造し、又は販売する者が車体試験のため所定の表示をして使用するもの（営業者 1 人について 1 台に限る。）

(軽自動車税のみならず課税)

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第 80 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 81 条の次に次の 7 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1
- (2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
- (3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等 (三輪以上のものに限る。) のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 82 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対

して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

を

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」

「

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

に改め、

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」

同号イ中

「

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

を

」

「

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

に改める。

」

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 89 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 80 条の 2」を「第 81 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 15 条の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「3 輪」を「三輪」に、「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 16 条第 2 項から第 4 項までを削る。

(湖西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 湖西市税条例等の一部を改正する条例 (平成 26 年湖西市条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項中「3 輪」を「三輪」に改める。

附則第 6 条中「3 輪」を「三輪」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「湖西市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア(イ)		3,900 円	3,100 円
第 82 条第 2 号ア(ウ) a		6,900 円	5,500 円
		10,800 円	7,200 円
第 82 条第 2 号ア(ウ) b		3,800 円	3,000 円
		5,000 円	4,000 円
附則第 16 条第 1 項	第 82 条	湖西市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年湖西市条例第 10 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条	
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)	
		3,900 円	3,100 円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ) a	
		6,900 円	5,500 円
		10,800 円	7,200 円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ) b	
		3,800 円	3,000 円
		5,000 円	4,000 円

(湖西市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 湖西市税条例の一部を改正する条例(平成27年湖西市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中湖西市税条例附則第6条の改正規定及び次条第1項の規定 平成30年1月1日
- (2) 第2条から第4条まで、次条第2項並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の湖西市税条例(以下「新条例」という。)附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 第2条の規定による改正後の湖西市税条例(以下「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 議案第 8 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「520,000 円」を「540,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「170,000 円」を「190,000 円」に改める。

第 27 条中「520,000 円」を「540,000 円」に、「170,000 円」を「190,000 円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 9 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく認定申請の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請の部中「第 8 条」を「第 10 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 10 号

### 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市子ども医療費助成条例（平成 20 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

湖西市子ども医療費助成条例（平成 20 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「乳幼児」を「子ども」に、「6 歳」を「15 歳」に改め、同条中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同条第 5 号中「健康保険法」の次に「（大正 11 年法律第 70 号）」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 6 号中「医療保険各法」を「医療保険各法 次に掲げる法律をいう。」に改め、同号ア中「（大正 11 年法律第 70 号）」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条中第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とする。

第 5 条中「とおりに」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「法律等に基づいて算定される」を削り、同号を同条第 2 号とする。

第 7 条ただし書中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 2 号」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市子ども医療費助成条例第 5 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

## 議案第 11 号

### 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 3 条第 1 項第 1 号中「令」を「介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 12 号

### 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「地域密着型通所介護」の次に「（以下「指定地域密着型通所介護」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。

以下同じ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業を行う者又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 13 号

### 湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定について

湖西市風致地区条例（平成 25 年湖西市条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市風致地区条例の一部を改正する条例

湖西市風致地区条例（平成 25 年湖西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 28 号中「同法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するガス工作物の設置に限り、液化石油ガス」を「液化石油ガス」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 14 号

### 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市給水条例の一部を改正する条例

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

## 議案第 15 号

### 湖西市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例制定について

湖西市病院事業の設置等に関する条例（平成 22 年湖西市条例第 30 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例

湖西市病院事業の設置等に関する条例（平成 22 年湖西市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「200 床」を「196 床」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
（市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 市立湖西病院使用料及び手数料条例（平成 22 年湖西市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

保険外併用療 養費	特別療養環 境室料	特別室 1日につき 9,000円	2人室を個室 として使用す る場合は個室 Bに相当する 額とする。
		個室A 1日につき 5,000円	
		個室B 1日につき 4,000円	
		2人室 1日につき 1,500円	
		4人室 1日につき 1,000円	
特定初診料	1,000円		
特定入院基 本料	入院期間が180日を超える入院に 関する費用の額の算定は、保険外併用 療養費に係る療養についての費用の 額の算定方法（平成20年厚生労働 省告示第66号）により算定した額 に相当する額		

」

「

保険外併用療 養費	特別療養環 境室料	特別室 1日につき 9,000円	2人室を個室 として使用す る場合は個室 Bに相当する 額とする。
		個室A 1日につき 5,000円	
		個室B 1日につき 4,000円	
		2人室 1日につき 1,500円	
		4人室 1日につき 1,000円	
特定入院基 本料	入院期間が180日を超える入院に 関する費用の額の算定は、保険外併用 療養費に係る療養についての費用の 額の算定方法（平成20年厚生労働 省告示第66号）により算定した額 に相当する額		

を

」

に改める。

## 議案第 16 号

### 静岡県市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更する。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

### 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「裾野長泉清掃施設組合」を「裾野市長泉町衛生施設組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 17 号

### 市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
大森西 7 号線	湖西市岡崎字大森	湖西市岡崎字大森	
大森西 8 号線	湖西市新所岡崎梅田 入会地字新古	湖西市岡崎字大森	
大森西 9 号線	湖西市岡崎字大森	湖西市岡崎字大森	
大森西 10 号線	湖西市岡崎字大森	湖西市岡崎字大森	
大森西 11 号線	湖西市岡崎字大森	湖西市岡崎字大森	
大森西 12 号線	湖西市岡崎字大森	湖西市岡崎字大森	

## 議案第 18 号

### 平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 194,077 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,561,970 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	3,023,084	27,409	3,050,493
	1 国庫負担金	1,703,806	12,667	1,716,473
	2 国庫補助金	1,281,604	14,742	1,296,346
15	県支出金	1,245,776	△47,910	1,197,866
	1 県負担金	683,474	7,522	690,996
	2 県補助金	455,707	△55,432	400,275
16	財産収入	39,018	192	39,210
	1 財産運用収入	19,118	192	19,310
17	寄附金	600,160	1,094	601,254
	1 寄附金	600,160	1,094	601,254
18	繰入金	939,380	△354,731	584,649
	1 基金繰入金	897,124	△354,731	542,393
19	繰越金	591,310	61,496	652,806
	1 繰越金	591,310	61,496	652,806
20	諸収入	406,472	196,427	602,899
	5 収益事業収入	131,341	201,000	332,341
	6 雑入	215,851	△4,573	211,278
21	市債	1,228,400	310,100	1,538,500
	1 市債	1,228,400	310,100	1,538,500
	歳 入 合 計	22,367,893	194,077	22,561,970

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,886,596	104,792	2,991,388
	1 総務管理費	2,338,668	104,266	2,442,934
	2 徴税費	339,060	496	339,556
	3 戸籍住民基本台帳費	108,820	30	108,850
3	民生費	6,361,790	28,457	6,390,247
	1 社会福祉費	3,107,095	27,136	3,134,231
	2 児童福祉費	2,851,316	1,321	2,852,637
4	衛生費	3,511,017	196,000	3,707,017
	2 清掃費	1,747,490	△4,000	1,743,490
	4 病院費	1,017,400	200,000	1,217,400
6	農林水産業費	341,813	△71,983	269,830
	1 農業費	332,840	△71,983	260,857
7	商工費	571,378	△5,000	566,378
	1 商工費	571,378	△5,000	566,378
8	土木費	3,299,219	△52,541	3,246,678
	2 道路橋梁費	341,165	△20,200	320,965
	3 河川費	58,360	2,000	60,360
	4 都市計画費	2,662,175	△14,755	2,647,420
	5 住宅費	101,197	214	101,411
	7 港湾費	31,452	△19,800	11,652
9	消防費	1,414,718	△5,637	1,409,081
	1 消防費	1,414,718	△5,637	1,409,081
10	教育費	2,018,119	△11	2,018,108
	2 小学校費	245,000	10,490	255,490
	4 幼稚園費	460,661	△12,500	448,161
	6 社会教育費	370,541	1,562	372,103

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	7 保健体育費	286,517	437	286,954
12	公債費	1,634,317	0	1,634,317
	1 公債費	1,634,317	0	1,634,317
	歳出合計	22,367,893	194,077	22,561,970

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度廃棄物処分場水質分析業務	平成28年度～平成29年度	5,626
平成29年度環境センター環境測定業務	平成28年度～平成29年度	2,588
平成29年度環境測定水質調査業務	平成28年度～平成29年度	3,500
平成29年度通信指令装置保守点検業務	平成28年度～平成29年度	20,442
合 計		32,156

第3表 地方債補正

(1) 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
減収補てん債	350,000	証 書 借入等	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては当該 見直し後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし、市財 政の都合により償還 期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低 利に借り換えること ができる。

## (2) 変更

(単位 千円)

起債の目的	変更前			変更後			償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	
道路整備事業	46,100	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機関に ついては、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率)	23,700	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機関に ついては、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率)	借入先の条件による。ただし、市都合により短期縮上は借入できない。また、若くは償還に繰り替えしを行うこととする。
道路整備事業 (街路)	3,200			7,600			
地震対策事業	66,000			69,800			
常備消防事業	103,400			85,000			
小学校施設整備事業	10,400			3,100			

## 第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事務	4,648
3. 民生費	1. 社会福祉費	臨時福祉給付事業	136,056
		介護施設等整備事業	1,303
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新居斎場進入道路整備事業	7,513
6. 農林水産事業費	1. 農業費	畜産振興対策事業	39,790
8. 土木費	3. 河川費	(準)一の宮川河川改修事業	17,909
	4. 都市計画費	新所原駅周辺まちづくり事業	308,500
9. 消防費	1. 消防費	地震対策事業	42,441
合計			558,160

## 議案第 19 号

### 平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 78,259 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,719,682 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	1,030,190	1,989	1,032,179
	1 国庫負担金	915,847	1,989	917,836
4	療養給付費等交付金	295,697	△40,000	255,697
	1 療養給付費等交付金	295,697	△40,000	255,697
6	県支出金	283,544	1,989	285,533
	1 県負担金	38,699	1,989	40,688
7	共同事業交付金	1,327,830	△87,106	1,240,724
	1 共同事業交付金	1,327,830	△87,106	1,240,724
9	繰入金	336,509	△33,760	302,749
	1 他会計繰入金	293,509	9,240	302,749
	2 基金繰入金	43,000	△43,000	0
10	繰越金	55,423	235,147	290,570
	1 繰越金	55,423	235,147	290,570
	歳 入 合 計	6,641,423	78,259	6,719,682

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	4,111,533	△40,000	4,071,533
	1 療養諸費	3,628,870	△40,000	3,588,870
3	後期高齢者支援金等	803,836	3	803,839
	1 後期高齢者支援金等	803,836	3	803,839
7	共同事業拠出金	1,342,410	△79,148	1,263,262
	1 共同事業拠出金	1,342,410	△79,148	1,263,262
9	基金積立金	47	150,000	150,047
	1 基金積立金	47	150,000	150,047
11	諸支出金	10,385	47,404	57,789
	1 償還金及び還付加算金	4,961	47,404	52,365
	歳 出 合 計	6,641,423	78,259	6,719,682

## 議案第 20 号

### 平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,993,711 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	124	45	169
	1 財産運用収入	124	45	169
	歳入合計	3,993,666	45	3,993,711

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5	基金積立金	124	45	169
	1 基金積立金	124	45	169
	歳出合計	3,993,666	45	3,993,711

## 議案第 21 号

### 平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,396 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 577,324 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	111,764	△3,396	108,368
	1 一般会計繰入金	111,764	△3,396	108,368
	歳入合計	580,720	△3,396	577,324

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2	広域連合納付金	557,091	△3,396	553,695
	1 広域連合納付金	557,091	△3,396	553,695
	歳出合計	580,720	△3,396	577,324

議案第 22 号

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
水質検査業務委託	平成 29 年度	6,000 千円
合 計		6,000 千円

廃止

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限度額	期 間	限度額	
下水道台帳システム GIS サーバ一リース料	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	1,458 千円	——	—— 千円	市情報政策課サーバーを利用することにより必要がなくなった。

議案第 23 号

平成 28 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 平成 28 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 28 年度湖西市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,126,518 千円	3,000 千円	1,129,518 千円
第 2 項 営業外費用	72,025 千円	3,000 千円	75,025 千円

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 24 号

平成 28 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 28 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 平成 28 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	3,407,907 千円	161,685 千円	3,569,592 千円
第 2 項 医業外収益	717,411 千円	161,685 千円	879,096 千円
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	3,844,040 千円	△254 千円	3,843,786 千円
第 2 項 医業外費用	127,956 千円	△254 千円	127,702 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	395,036 千円	38,220 千円	433,256 千円
第 2 項 負担金	191,101 千円	19,110 千円	210,211 千円
第 3 項 補助金	118,833 千円	19,110 千円	137,943 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	433,206 千円	38,220 千円	471,426 千円
第 2 項 企業債償還金	309,935 千円	38,220 千円	348,155 千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条本文中「559,619千円」を「741,033千円」に改める。

平成29年2月23日提出

湖西市長 影山 剛 士

## 平成 29 年度湖西市一般会計予算

平成 29 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,350,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	市税	10,957,524
	1 市民税	4,332,849
	2 固定資産税	5,748,442
	3 軽自動車税	154,401
	4 市たばこ税	340,407
	6 都市計画税	381,425
2	地方譲与税	223,000
	1 地方揮発油譲与税	62,000
	2 自動車重量譲与税	161,000
3	利子割交付金	13,000
	1 利子割交付金	13,000
4	配当割交付金	45,000
	1 配当割交付金	45,000
5	株式等譲渡所得割交付金	34,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	34,000
6	地方消費税交付金	1,181,000
	1 地方消費税交付金	1,181,000
7	ゴルフ場利用税交付金	19,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,000
8	自動車取得税交付金	70,000
	1 自動車取得税交付金	70,000
9	地方特例交付金	40,000
	1 地方特例交付金	40,000
10	地方交付税	630,000
	1 地方交付税	630,000
11	交通安全対策特別交付金	12,000

款	項	金 額
		千円
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12	分担金及び負担金	150,686
	2 負担金	150,686
13	使用料及び手数料	542,145
	1 使用料	405,459
	2 手数料	136,686
14	国庫支出金	2,504,612
	1 国庫負担金	1,737,223
	2 国庫補助金	753,806
	3 委託金	13,583
15	県支出金	1,309,789
	1 県負担金	707,103
	2 県補助金	479,345
	3 委託金	123,341
16	財産収入	22,854
	1 財産運用収入	21,347
	2 財産売却収入	1,507
17	寄附金	600,080
	1 寄附金	600,080
18	繰入金	1,244,358
	1 基金繰入金	1,244,344
	2 特別会計繰入金	14
19	繰越金	500,000
	1 繰越金	500,000
20	諸収入	338,952
	1 延滞金	12,575

款	項	金 額
		千円
	2 市預金利子	114
	3 貸付金元利収入等	14,223
	4 受託事業収入	323
	5 収益事業収入	134,190
	6 雑入	177,527
21 市債		912,000
	1 市債	912,000
	歳 入 合 計	21,350,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 188,386
	1 議会費	188,386
2 総務費		2,696,317
	1 総務管理費	2,207,081
	2 徴税費	306,039
	3 戸籍住民基本台帳費	110,906
	4 選挙費	36,201
	5 統計調査費	9,716
	6 監査委員費	26,374
3 民生費		6,451,948
	1 社会福祉費	3,136,465
	2 児童福祉費	2,930,292
	3 生活保護費	384,850
	4 災害救助費	341
4 衛生費		3,328,207
	1 保健衛生費	655,229
	2 清掃費	1,410,632
	3 環境対策費	45,946
	4 病院費	1,216,400
5 労働費		91,702
	1 労働諸費	91,702
6 農林水産業費		219,086
	1 農業費	212,392
	2 林業費	4,648
	3 水産業費	2,046
7 商工費		530,833

款	項	金額
	1 商工費	530,833
8 土木費		2,339,692
	1 土木管理費	116,762
	2 道路橋梁費	395,373
	3 河川費	30,315
	4 都市計画費	1,641,326
	5 住宅費	131,005
	7 港湾費	24,911
9 消防費		1,510,744
	1 消防費	1,510,744
10 教育費		2,256,859
	1 教育総務費	439,876
	2 小学校費	223,815
	3 中学校費	229,818
	4 幼稚園費	443,358
	6 社会教育費	651,183
	7 保健体育費	268,809
11 災害復旧費		1,970
	1 農林水産業施設災害復旧費	410
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12 公債費		1,684,256
	1 公債費	1,684,256
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		21,350,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度コンピュータシステムリース料 (9件)	平成30年度～平成34年度	129,937
平成29年度事務機器等リース料 (16件)	平成30年度～平成34年度	9,534
平成29年度車両リース料 (4件)	平成30年度～平成34年度	13,760
学校給食業務	平成30年度～平成32年度	254,340
救急資機材リース料	平成30年度～平成36年度	3,022
津波避難施設整備事業	平成30年度	178,324
平成29年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業	平成30年度～平成31年度	8,000千円 と諸経費及び 利子相当額

第3表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良整備事業	11,800	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、若し くは繰上償還 又は低利に借 り換えること ができる。
道路整備事業	92,200			
道路整備事業 (街路)	6,100			
新所原駅周辺まちづくり事業	184,100			
市営住宅建設事業	15,800			
港湾事業	10,000			
地震対策事業	119,400			
消防車両整備事業	43,300			
小学校施設維持補修事業	11,300			
新居中学校ガラス飛散防止 事業	7,400			
新居関跡保存整備事業	1,600			
市民会館解体事業	279,000			
臨時財政対策債	130,000			
計	912,000			

## 平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,448,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	1,348,323
	1 国民健康保険税	1,348,323
2	使用料及び手数料	278
	1 手数料	278
3	国庫支出金	996,891
	1 国庫負担金	872,587
	2 国庫補助金	124,304
4	療養給付費等交付金	158,248
	1 療養給付費等交付金	158,248
5	前期高齢者交付金	1,913,689
	1 前期高齢者交付金	1,913,689
6	県支出金	283,256
	1 県負担金	45,485
	2 県補助金	237,771
7	共同事業交付金	1,347,875
	1 共同事業交付金	1,347,875
8	財産収入	115
	1 財産運用収入	115
9	繰入金	339,913
	1 他会計繰入金	311,913
	2 基金繰入金	28,000
10	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
11	諸収入	9,412
	1 延滞金	5,538
	2 加算金	2

款	項	金 額
	3 国民健康保険事業特別会計預金利子	千円 1
	4 雑入	3,871
	歳 入 合 計	6,448,000

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	26,304
	1 総務管理費	20,800
	2 徴税費	5,171
	3 運営協議会費	333
2	保険給付費	3,911,718
	1 療養諸費	3,455,055
	2 高額療養費	427,150
	3 出産育児諸費	25,213
	4 葬祭諸費	4,150
	5 移送費	150
3	後期高齢者支援金等	790,677
	1 後期高齢者支援金等	790,677
4	前期高齢者納付金等	2,672
	1 前期高齢者納付金等	2,672
5	老人保健拠出金	33
	1 老人保健拠出金	33
6	介護納付金	274,529
	1 介護納付金	274,529
7	共同事業拠出金	1,362,923
	1 共同事業拠出金	1,362,923
8	保健事業費	63,624
	1 保健事業費	11,130
	2 特定健康診査等事業費	52,494
9	基金積立金	115
	1 基金積立金	115
10	公債費	40

款	項	金 額
	1 公債費	千円 40
11 諸支出金		5,365
	1 償還金及び還付加算金	5,364
	2 繰出金	1
12 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	6,448,000

## 議案第 27 号

### 平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,022,989 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

#### (一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	956,968
	1 介護保険料	956,968
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	806,726
	1 国庫負担金	674,821
	2 国庫補助金	131,905
4	支払基金交付金	1,082,033
	1 支払基金交付金	1,082,033
5	県支出金	575,491
	1 県負担金	547,331
	3 県補助金	28,160
6	財産収入	333
	1 財産運用収入	333
7	繰入金	577,727
	1 一般会計繰入金	547,188
	2 基金繰入金	30,539
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	23,699
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	23,697
	歳 入 合 計	4,022,989

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	45,427
	1 総務管理費	18,603
	2 介護認定費	26,824
2	介護給付費	3,777,969
	1 介護サービス等諸費	3,777,969
4	地域支援事業費	187,925
	1 地域支援事業費	187,925
5	基金積立金	333
	1 基金積立金	333
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		4,022,989

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成 29 年度コンピュータシステムリース料 (1 件)	平成 30 年度	343

議案第 28 号

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 602,376 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	487,267
	1 保険料	487,267
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	繰入金	114,046
	1 一般会計繰入金	114,046
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1,052
	1 延滞金	1
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,050
	3 預金利子	1
	歳 入 合 計	602,376

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	20,889
	1 総務管理費	19,633
	2 徴収費	1,256
2	広域連合納付金	580,425
	1 広域連合納付金	580,425
3	諸支出金	1,062
	1 償還金及び還付加算金	1,050
	2 繰出金	12
	歳 出 合 計	602,376

## 平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計予算

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,697,023 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	26,046
	1 負担金	26,046
2	使用料及び手数料	271,294
	1 使用料	271,199
	2 手数料	95
3	国庫支出金	150,000
	1 国庫補助金	150,000
5	繰入金	770,082
	1 一般会計繰入金	770,082
6	繰越金	52,567
	1 繰越金	52,567
7	諸収入	6,834
	1 雑入	6,834
8	市債	420,200
	1 市債	420,200
歳 入 合 計		1,697,023

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	事業費	949,918
	1 業務費	430,708
	2 事業費	519,210
2	公債費	746,105
	1 公債費	746,105
3	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,697,023

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
AEDリース料	平成30年度～平成34年度	213

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	255,500	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	157,500			
公営企業会計適用債	7,200			
計	420,200			

議案第 30 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 29 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		25,200 戸
(2) 年 間 総 配 水 量		7,082,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量		19,400 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長 3,894 m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,245,223 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,134,264 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		110,939 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,140,856 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,070,658 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		69,168 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 471,106 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,132 千円、当年度分損益勘定留保資金 321,025 千円及び建設改良積立金 126,949 千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		23,575 千円
第2項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的収入		23,565 千円
	支	出
第1款 資本的支出		494,681 千円
第1項 建設改良費		342,567 千円
第2項 企業債償還金		152,114 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 98,361 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、9,787 千円と定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 議案第 31 号

### 平成 29 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196 床
(2) 年間入院患者数	33,580 人
1 日平均患者数	92 人
(3) 年間外来患者数	94,184 人
1 日平均患者数	386 人
(4) 主要な建設改良事業 医療器械等購入	79,519 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			3,653,791 千円
第 1 項 医業収益			2,731,296 千円
第 2 項 医業外収益			922,462 千円
第 3 項 特別利益			33 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			3,778,726 千円
第 1 項 医業費用			3,659,435 千円
第 2 項 医業外費用			114,988 千円
第 3 項 特別損失			3,303 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 43,009 千円は、建設改良積立金で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		414,034 千円
第1項	企業債		79,500 千円
第2項	負担金		205,144 千円
第3項	補助金		129,388 千円
第4項	固定資産売却代金		1 千円
第5項	寄附金		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		457,043 千円
第1項	建設改良費		122,510 千円
第2項	企業債償還金		334,533 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電子カルテリース料	平成 30 年度～平成 34 年度	22,395 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械備品 購入事業	79,500 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は200,000千円とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,924,941千円 |
| (2) 交際費   | 704千円       |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、741,699千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、582,984千円と定める。

平成29年2月23日提出

湖西市長 影山剛士